

戴餅

平安王朝社会の生育儀礼

服藤 早苗

はじめに

今年の正月三日まで、宮たちの御戴餅に日々まつのぼらせたまふ、御供に、みな上臈もまゐる*。

紫式部は、藤原道長はじめ多くの人に待ち望まれた一条天皇中宮藤原彰子の出産の様子や、二人の皇子たちの生育儀礼を、参列した一人として、活写している。これは、その一部である。寛弘七年（一〇一〇）、敦成親王三歳と敦良親王二歳が、元旦から三日間、御戴餅の儀式のために、父一条天皇の居る清涼殿にのぼるお供に、上級の女房たちが皆参上した、とある。

左衛門の督抱きたてまつり給て、殿、餅はとりつぎて、主上にたてまつらせたまふ。二間の東の戸にむかひて、主上の戴かせたてまつらせ給なり。おりのぼらせ給儀式、見物なり。大宮はのぼらせ給はず*2。

左衛門督である頼通が、若宮をお抱き申しあげて、殿（道長）がお餅を取り次いで、主上におさしあげなさる。二間の東の扉に面したところで、主上が若宮たちのおつむに、お餅を戴かせなさるので

ある。毎日、若宮たちが清涼殿との間を、参上したり退下したりなさる儀式は、すばらしい見物である。母宮様は、御参上なさらない。十一世紀の初頭、正月の三が日、宮中で、二歳と三歳の童の頭に餅を戴かせる儀式が華やかに行われたこと、その儀式は父居住の空間で行われ、父が頭に戴いたこと、母親は参加しなかつたこと、などがうかがわれるのである。

この正月の年中行事であり、子どもの成育儀礼の一つでもある戴餅については、四十年程前に刊行された中村義雄『王朝の風俗と文学』³以来、さほど検討されていない。先述のように、『紫式部日記』には、華やかな正月儀礼の一つとして記されているにもかかわらず、『源氏物語』には一例もないこともその要因の一つかもしれないが、子どもの成育儀礼として検討する必要があることは多言を要すまい。平安時代の子どもをめぐる様々な生育儀礼には、当該期の子どもの認識や、人々の成長を願う心性が籠められているはずである。さらに、儀礼には、華やかな儀式を通して様々な権威を付与したり、再確認する含意がある。どのような意義が籠められているのか。小稿は、平安時代の生育儀礼としての戴餅を検討したい。なお、戴餅は、正

月に行われるから年中行事に分類するべきであって、必ずしも子ども
の成育の節目に行われる生育儀礼に入れることに異論もあると推
察されるが、少児の長寿を祈ることを目的とし、一定の年齢だけに
行われる儀礼であり、生育儀礼のひとつと考えておきたい。

第一章 戴餅の成立と変容

1 成立期の戴餅

寛弘七年、一条天皇の第二皇子敦成親王と第三皇子敦良親王が正月元日から三日までの三日間行ったことがうかがえたが、戴餅の初見史料は、長保四年（一〇〇二）正月一日（丁酉）の戴餅である。前年の十二月二十九日、蔵人頭藤原行成が一条天皇に次のように命じられる。

仰せて云く、一親王（敦康親王）戴餅、幼少時の例の事なり、奉仕すべき人無し、汝奉仕すべし。又、二親王、右近中将源朝臣奉仕すべし、仰すべし、又、この由を左大臣の許に仰すべしと者り^{*4}

一条天皇は、故皇后定子所生の第一皇子敦康親王と第二皇女媛子内親王の戴餅を奉仕するべき人がいないので、敦康親王は藤原行成、媛子内親王は右近衛中将源俊賢が奉仕するように命じている。藤原行成は、敦康親王の政所別当であったから、奉仕を命じられたのである^{*5}。翌日の元旦早朝に、道長に拝謁する。

昨夕の勅命の旨を申す。戴餅の事を申さるに、女は五歳、男は歳以前の事なりと云々^{*6}

「云々」の文言からして、道長が、戴餅の事は、女は五歳、男は 歳と言ったようである。にはどの様な数字が入るかは、後に考察

することにするが、道長の承諾を得た行成は源俊賢の許に赴き、一緒に参内し、奉仕している。行成の日記の文言からして、行成は戴餅の事をあまり知らなかったように思われる。事実、『権記』には、これ以外に戴餅の史料は見えず、自身の子どもたちには行わなかったように推察される。

次の戴餅史料は、『栄花物語』巻八はつはなである。

寛弘五年になりぬれば（中略）いと姫君二つ三つばかりにておはしませば、との御前御戴餅せさせ給はんするに、「御装束まだ奉らねば、しばし」と宣はす。（中略）出でさせたまふままに、うるはしき御装にて、いと若君の御戴餅せさせ奉らせ給^{*7}。

いと姫君は、藤原道長と北方源倫子との間の第四女嬪子で、『御堂関白記』寛弘四年（一〇〇七）正月五日の「昨酉時ばかりより女方重く悩む。是産の事に依るなり。卯時女子生まる。巳時臍緒を切り、乳を付く^{*8}。」とあり、昨年誕生しているから、二歳である。元旦に、道長が宮中に出仕する前に行われた事がうかがえる。

ついで、前述の『紫式部日記』の記述であるが、寛弘七年の前年にも戴餅が記されている。

正月一日、言忌もしあへず。坎日なりければ、若宮の御戴餅のこと、とまりぬ。三日ぞまつのはらせ給ふ。（中略）宰相の君の御佩刀とりて、殿の抱きたてまつらせ給へるにつゞきて、まうのぼり給ふ^{*9}。

寛弘六年の戴餅は、前年に誕生した敦成親王で二歳である。一日（丁巳）は坎日だったので、三日（己未）にはじめて戴餅を行ったこと、ここでも清涼殿にのぼって行われたこと、道長が戴いたことなどがうかがえる。

さらに、『栄花物語』卷二十一後くるの大将、では、前年の治安三年（一〇二三）十二月二十七日に藤原教通の北方公任女が産したため、浮気者の教通もさすがに女のもとに歩かないので、「心のかに君達の御戴餅など、聞きにくきまで祝ひきこえさせ給ふ」と記される。当時、教通北方である公任女所生の子どもは、長男信家七歳、次男通基四歳、三男信家三歳、新生児二歳と四人の子どもがいたが、どの子どもたちの戴餅を行ったのかは不明である。

長元元年（一〇二八）正月一日（丁酉）、「姫宮の御戴餅に参る。大夫奉仕さる」*とあり、万寿三年十二月九日生まれ*の皇子内親王の戴餅に源経頼が参加している。三歳である。

その後、五十年ほどの期間、史料が遺らない期間でもあり、戴餅が見えないが、承暦元年（一〇七七）の事として、『栄花物語』に「中宮には、男宮・女宮、御戴餅の程など、いみじうめでたし」と出てくる*。中宮賢子と白河天皇との男宮敦文親王四歳*、女宮媞子内親王二歳である。翌年、承暦二年には、「年かはりて御戴餅の折もこと忌せさせ給はず、いみじき御心のうちなり」*と、前年八月六日敦文親王が亡くなった為に不吉な事をいうのを忌み憚る言忌もしないで、媞子内親王三歳の戴餅が行われた、と記されている。

以上が、十一世紀の院政期以前の戴餅である。史料的には、親王・内親王と道長や教通等の摂関家の子女のみしか残存していない。これからは、最上層のみの生育儀礼だったのか、それとも貴族層に広く行われていたものの史料的に最上層しか残らなかったのか、両方の可能性が示唆されよう。私見では、むしろ最上層に十世紀後期から十一世紀初頭にかけてはじまった正月生育儀礼ではないかと推察する。その論拠は、第一に、一条天皇の勅命を受けた行成が、元旦

早朝道長のもとを訪れ勅命を伝えると、「戴餅の事を申さるに、女は五歳、男は 歳以前の事なりと云々」*と道長の言葉を記している点である。博識の行成も知らなかった可能性が高いと推察されよう。第二に、出産後の産養や五十日・百日、着袴、元服・着裳等の生育儀礼を結構丁寧に記述している『小右記』『権記』等の記録類に、戴餅は出てこないことから、実際に挙行されていなかった可能性が推察されることである*。もっとも、正月儀礼について貴族層が日記にすべてを記したとは限らないので、最上層貴族層から始まったとの推察は仮説としておきたい。いずれにしても、十一世紀初頭に一条天皇が、「一親王の戴餅、幼少時の例の事なり。奉仕すべき人なし」と言った事からして、十世紀には成立していたことは確定できるのである。

2 院政期の戴餅

十一世紀末期からの院政期になると、戴餅の史料は結構多くなる。主として十二世紀中頃までに、時期をある程度限定して検討してみるのが、詳細に記す『玉葉』も参考にする。

まず、宗仁親王の戴餅が見える。長治元年（一一〇四）正月一日（丙子）、東宮の東面戸内で行われた。宗仁親王は、堀河天皇と女御藤原茂子との間の第一親王で、前年正月十六日に生まれ、八月十七日に東宮に立てられており、二歳である。

三位（内御乳母）儲皇を抱き奉り、弁乳母は御剣を取り、兵衛佐通季は御餅を持参す 件の餅は、近江燧御費を用いらる

（ ）は割註（二行）。右府は帯剣し笏を指し勤仕す。その儀例のごとし 仙院の御気色、外戚たるにより、大夫奉仕すべし。*¹⁷

当時、東宮宗仁親王は、白河院と同第しており、そこで行われている。二日(丁丑)と三日(戊寅)の三日が行われている。¹⁸⁾

翌長治二年正月一日(庚午)には、戴餅の日程をめぐり議論されている。摂関家の家司である為隆は、関白忠実の使いとなり、堀河天皇に伝えた。

「東宮御戴餅、去年は元、二、三日三箇度相継すなり。今年の第三日は申の日なり。然らば、五、七日に候ずべきか」。これに対し、天皇は、「先例に依るべし」¹⁹⁾と答えている。申の日には戴餅儀が避けられた事がうかがえる。結局、五日の方が日並みが良いので忠実が五日の案を出すと、最終的には白河院の意向で決定されている。

一日(庚午)、二日(辛未)、五日(甲戌)の三日間、三歳の東宮の戴餅が行われている。²⁰⁾

嘉承元年(一一〇六)には、一日(甲午)、三日(丙申)、七日(庚子)に行われており、三日は丙申の日である。²¹⁾ 必ずしも申の日を避けるのではなく、前年の「申の日」の文言は、坎日なので避けたのではないかと思われる。忠実も前年の三日には「今日出行せず(中略)宰相中将忠教、家政等来る。人來たらず世間の作法、奇怪なり」²²⁾と、自分が出かけることを控えたのに、忠教と家政がやってきたのはおかしいと記している。

ついで、嘉承二年には、三日(庚寅)、五日(壬辰)、七日(甲午)に行われている。五歳である。この年、七月十九日、堀河天皇が二十九歳で亡くなると、東宮は踐祚し、鳥羽天皇として即位する。即位後は、正月の戴餅の記事はない。

もう一例親王の例を挙げておきたい。大治五年(一一三〇)正月一日(甲辰坎日)、権大納言宗忠は、親王の戴餅に参加している。

院御所大炊御門萬利小路御所に参る。院御方は小寢殿と云々。宮宮御所は西対の女院御方なり、関白殿兼ねて参らしめ給う。寢殿の南庇東西妻戸の方に於いて、四五宮御戴餅を奉仕せしめ給うなり、五宮は去年秋降誕給うなり。今日坎日初めてこの事有り、頗る甘心されざるなり。但し、先例あるか如何、予この事を聞き人々に問うに、大略沙汰されざるか。²³⁾

宗忠は、鳥羽院と待賢門院の住む御所に行き、寢殿で行われた二人の親王の戴餅に参加している。四宮は大治二年九月十一日誕生の四歳の雅仁親王(後の後白河天皇)、五宮は大治四年閏七月二十日誕生の本仁親王二歳である。共に、待賢門院所生の親王である。²⁴⁾ 坎日に戴餅を行う事を宗忠は批判している。先の東宮戴餅や忠実の行為の様に、坎日の作法が定着していたに違いない。

次に、摂関家である。永長元年(一一〇九六)正月七日(戊戌)、師実は、孫忠実の児の戴餅のために白馬節会を早退した記事が、忠実の父師通の日記にある。²⁵⁾ しかし、師通は孫の戴餅に列席している様子はない。前年に生まれた子どものものである。²⁶⁾ 康和三年(一一〇一)正月一日(壬戌)には、「威徳 イタキモチ中 了りて参院す」とある。²⁷⁾ 威徳は、後に正妻北政所となる源師子が生んだ男子で、五歳の忠通である。²⁸⁾ 以前の忠通の戴餅史料はないが、この時も祖父師実第で威徳の戴餅が行われており、まだ威徳や師子と同居以前のものである。一日の記事しかない。翌康和四年正月二日(戊午)、五日(辛酉)、十日(丙寅)に威徳の戴餅が行われている。この時は同居している。康和五年正月一日(辛巳)、二日(壬午)、三日(己未)にも行われている。七歳であり、翌日からは記事がない。²⁹⁾

頼長の子どもたちも戴餅が出てくる。康治元年(一一四二)正月

三日（丁酉）、頼長は高陽院に行き、そこで「小児の戴餅」を行って
いる。³⁰ 翌康治二年正月には次のような記事が見える。

一日（己丑）高陽院に参る、小児戴餅おわりぬ。

二日（庚寅）事おわりて高陽院に参る。

六日（甲午）高陽院に参り、冠を着し戴餅。

九日（丁酉）菖蒲戴餅を取る。今日之を始む。元三の間有る
に依るなり。

十日（戊戌）菖蒲戴餅。

十一日（己亥）高陽院に参り、菖蒲戴餅おわりぬ。³¹

菖蒲は、菖蒲麻呂ともあり、側室の一人源師俊女が生んだ、のちに
嫡男扱いを受ける六歳の兼長で、この年まで頼長の義母師子の許で
育っていた。³² 同じく高陽院で行った「小児」は、同母で保延七年
（一一四一）生まれの兼長ではないかと思われる。康治元年の「小児」
も同様で、二歳の時始めておこなったので記されたのではなからう
か。

康治三年正月には、興味深い記事が見える。

一日（癸丑）今丸、今年四歳なり、よりて今年より戴餅せず。

これ庶子たるにより、之を略すなり。菖蒲におい
ては、庶たると雖も長たり。又、余の子、今に嫡
子無し。よりて、嫡子の礼を備う。しかのみなら
ず、女房、養子の義有り。よりて、七歳にいたり
て、この事有り。

四日（丙辰）、夜に入り、高陽院に参り、菖蒲戴餅おわりぬ。³³

今丸は、隆長で今年四歳。菖蒲（兼長）は女房すなわち正妻幸子の
子どもではないが、幸子には子どもが生まれなかつたので菖蒲を養

子にしており、嫡子扱いをしている、とある。庶子は三歳まで、嫡
子は七歳まで、という年齢がうかがえる。年齢に関しては後に詳し
く検討したい。

天養二年（一一四五）正月にも興味深い記事が見える。

五日（辛亥）高陽院において予、摂政の児の戴餅、件の児、去
る二月四日この院に迎えらる。本、その母中納言
典侍宅に在り。殿下愛さず、又沙汰せずと云々。
去去年生まるる所なり。

六日（壬子）、高陽院に参る。戴餅によるなり。

七日（癸丑）、内より高陽院に参り、戴餅おわりぬ。束帯ながら
なり。³⁴

中納言典侍が生んだ摂政忠通の男子は、十六歳で関白・氏長者にな
り、二十四歳で亡くなった基実である。忠通は、「潔癖で恬淡な男性
ではなかつた」とされるように、女性やその子どもたちには、冷淡
であつた。³⁵ 忠通は子どもも面倒をみず、頼長が面倒をみていたよ
うである。翌、久安二年正月も次のようにある。

一日（辛未）、次いで尼御前御方に参り、余の児並びに摂政殿児

の戴餅 両児共に去冬に降誕（中略）高陽院に参
り、摂政殿児 四歳 戴餅。

四日（甲戌）、高陽・近衛殿等に参る。戴餅によるなり。

五日（乙亥）、高陽院に参り、戴餅おわりぬ。

新たに生まれた忠通の子どもは、中納言典侍の妹源国信女所生の基
房であるが、基房の戴餅も頼長が面倒を見ている。頼長の子どもは
兼長等と同母の男子僧範長である。久安三年（一一四七）正月にも
同様な記事がある。

九日(癸酉)、殿下二児、余の一児戴餅により、土御門大納言之に奉仕す。殿下、親は庶子に戴かざるか。

十日(甲戌)、公重朝臣の子男児来る。余、之の為に戴餅すその母故大外記師遠女なり。

忠通の息基実は五歳、基房は三歳、頼長の息三歳である。翌年から、戴餅の記事はない。

さて、最後に摂関家以外の貴族層である。長治二年(一一〇五)正月二日、東宮宗仁親王の戴餅などを終えた後、藤原為隆は、「姉小路に向かう先には小児の戴餅なり」と姉小路で戴餅を行っている³⁶。為隆は三十六歳、正五位下中宮権大進である。小児は誰か不明である。大治元年(一一二六)正月一日、為隆は、「源中納言姫君戴餅す」と記している³⁷。源中納言は、婿源顕雅であり、姫君とは孫である。同年正月四日(庚午)には、「雲州小児の戴餅、予、之を奉仕す。九夜養産また予儲ける所なり」とあり、出雲守であった息子憲方の子どもで、昨年暮れに生まれており、誕生後九日でも二歳であった。十日(丙子)にも、「七条に向かう。雲州の小児戴餅なり」³⁸とある。

永久元年(一一一三)正月六日、源師時は、「この後、揚梅小児に行き向かう、戴餅の所なり」³⁹と記している。師時は三十七歳、正四位下、皇后宮権介である。公卿層や中級貴族層でも、男女子とも戴餅を行っていたことがうかがえる。

以上、親王・内親王、摂関家、公卿層や中下級貴族等、貴族層では戴餅が年中行事的生育儀礼として行われていたことが確認できた。さらに、十一世紀では、正月一日から三日間に行われ、もし坎日等で都合が悪い場合、延期して他の日に行うのではなく、中止しただ

けであったが、院政期になると、坎日等で戴餅を避ける場合、一日から十日頃までの日並みの良い日をえらび、行った事がうかがえよう。坎日とは、『袋草紙』に

坎日を知る歌

かむにちは辰にはじめて十に十、一つたらぬは五月九月⁴⁰と歌にも詠まれているように、当時の貴族層にとっては覚えておかなばならぬ重要な日のようなのである。陰陽道で凶日とする日で、外出や行事などを見合わせる慎むべき日である。坎日を避けて、しかも三日間に行うとの慣例の定着は、戴餅が貴族層にとって重要な年中行事的生育儀礼になったことが推察されるのである。

第二章 戴餅儀

1 年齢

戴餅は何歳から何歳まで行うのであろうか。まず、開始は誕生の翌年、すなわち二歳から行われたことは、史料から確認できる。長保四年正月には、敦康親王四歳と嫡子内親王二歳、寛弘六年には二歳の敦成親王、翌七年正月には敦成親王三歳と敦良親王二歳の戴餅が行われていた。東宮宗仁親王の場合も二歳からであった。男女とも、誕生の翌年の正月から行われた事がうかがわれる。また、久安二年には、頼長が昨年生まれた摂政忠通と自分の子どもも戴餅を行っており、頼長の子は庶子である。嫡子・庶子、男女ともに二歳から行われたことが確認できる。

では、何歳まで行うのであろうか。初見史料として提示した『権記』には、道長の言として、「女は五歳、男は歳以前の事なり」とあった。女子が五歳までであるのは、たとえば、長保四年(一一〇〇

二）正月一日の行った一条天皇の子どもたちの内、修子内親王六歳は行わなかったことから確かめられる。『権記』の記事は、当時、三人の皇子皇女たちの内、修子内親王の戴餅を行うかどうかをめぐり、道長の言を書き留めたのだと思われる。また、中村氏も指摘するように、『玉葉』には、「姫君今年より六歳餅を戴かず」^{*41}とあり十二世紀末にも確認できる。

では、男子は何歳までであろうか。中村義雄氏は『殿曆』に威徳（忠通）の戴餅が七歳までで終わっている事から、七歳までとされている。^{*42}安元三年（一一七七）正月一日には、「姫君戴餅今年より、又齒固を供する所なり」^{*43}とあり、女子の最終の五歳では、戴餅と齒固が両方行われている。男子の場合も同様かもしれない。

もう一つ年齢で興味深いのは、東宮宗仁親王の戴餅である。宗仁親王の戴餅は、前述のように、生まれた翌年の二歳から五歳までは毎年行われていることが確認できる。ところが五歳の時、父堀河天皇が亡くなり、鳥羽天皇として即位すると、翌年の六歳には戴餅が行われていない。幼少で即位しても、天皇という身位に就任すると「大人」として処遇されるからかもしれない。戴餅の意義とも関わって興味深い事例である。

さらに、前述した『台記』康治三年の「今丸、今年四歳なり、よりにて今年より戴餅せず。これ庶子たるにより之を略すなり」とあったように、嫡子と庶子で戴餅の年齢が相違することである。たしかに、嫡男扱いされた兼長には、七歳で戴餅が行われている。いっぽう、僧範長は三歳までしか行っていない。また、忠通の第一子基実も、前述のように父が沙汰しないので頼長が面倒を見て戴餅を行っているが、三歳、四歳、五歳までの史料があるが、第二子基房は三

歳までの史料しかないのも、これに対応しているようである。^{*44}

また、大治五年正月には、鳥羽天皇の第四皇子雅仁親王四歳、第五皇子本仁親王（後の覺性法親王）二歳の戴餅が行われていた。ところが、天治二年（一一二五）五月二十五日生まれの第三皇子君仁親王六歳、天治元年（一一二四）生まれの第二皇子通仁親王七歳の戴餅と、大治元年（一一二六）生まれの第二皇女恂子内親王五歳の戴餅は行われていない。恂子内親王（後の上西門院）は大治二年四月六日、二歳で賀茂斎王に卜定されており、御所にはいなかったためである。第二皇子通仁親王は目が見えず、身体も不自由で、大治四年閏七月十日亡くなっていた。^{*45}第三皇子君仁親王は、なえの君と呼ばれた肢体不自由児であったから、同居していなかったであろうか、それとも親王でも庶子扱いで三歳までであったのだろうか。

いずれにしても、女子は五歳まで、男子の場合、嫡子は七歳まで、庶子は三歳までの慣例だった事が確認されるのである。

2 儀礼空間

戴餅の儀式次第がよく分かるのは、中村義雄氏も引用する康和四年正月二日、忠実が威徳に行った『殿曆』の記事である。

今日、威徳の戴餅なり。余憚るにより、内府を以て、之を戴く。その儀、寢殿の辰巳の角の間を用う。西の障子の際に高麗端の畳を敷き、その上に茵を敷く。東の戸の際に同じく畳を敷く。午の剋ばかりに内府来る。寢殿の辰巳の角の東面の戸の前に居らる。民部卿・右大弁その座に有り。次に頭中將家政を以て、彼の内府に案内を示す。その間、女房ひめうし餅を以て侍

戴 餅

う 餅六枚、蒔絵の蓋に盛り、橘三、大根三を加う。内侍剣を以て待つ内侍八余のめのとナリ。内府ならびに頭中将簾の内に入る。彼 ひめうし 餅を以て内府に授く。家政威徳を抱き、内府之に戴く。其の儀常のごとし。戴きおわりて後、余密々に対面す。内府出づる間、引出物 馬一疋鹿毛、口取 左衛門大夫式賢、馬允久俊、内府の前駈実房之を取る。其の間に隨身に腰挿 六文編、下家司之を指す。⁴⁸

忠実が憚る所があると記すのは、前年の康和三年二月十三日、祖父師実が死去し、服喪期間中であることによる。そのため、内府である源雅実に戴き人を依頼している。内大臣源雅実は、威徳の母源師子の兄である。他にその座にいたのは、民部卿俊明と右大弁宗忠、威徳を抱いていた家政である。源俊明は忠実の実母の叔父であり、母方従兄弟である藤原宗忠とともに一家親族として交流があった。⁴⁹まず、戴餅の場所であるが、威徳の場合は父と同居する寢殿の辰巳の角に東面して戴き人が座っている。前述の道長女嬪子の場合には、居住する京極殿で行っていた⁵⁰。また、敦成親王や敦良親王の場合、「まつのぼらせたまふ」とあり、母中宮彰子の藤壺から、父一条天皇の生活空間である清涼殿に「昇り」、「二間の東の戸にむかひて」と東面して行ったことが記されていた⁵¹。宗仁親王の戴餅は、「寢殿の東西唇御座方においてその儀あり」と、同居していた祖父白河院の寢殿で行われている⁵²。翌年には、「東宮唇御座に出御し、大夫抱き奉り、東向妻と下に出御す 東戸前が例なり」とあり、東戸前で行われている⁵³。大治五年正月の鳥羽院四宮・五宮の戴餅は、母待賢門院と宮達がいる西対ではなく、父白河院のいる寢殿で行われている。一条天皇の親王たちと同様に父の空間で行われたのである。

頼長の子息は、養育されていた高陽殿や近衛殿に父親が出向き行っていた⁵⁴。戴餅儀の儀礼空間としては、基本的には父の空間で、場合によってはより権威ある祖父等の邸宅空間だったことがうかがえよう。

3 主催者と参列者

さきの威徳の戴餅では、家政が抱き、雅実が戴いている。父忠実が服喪中なので、一家の最高官位者である内大臣雅実に依頼したことがうかがえたが、あくまでも主催者は父忠実だった事は、忠実が雅実や隨身に引出物を贈ったことからうかがえる。長保三年十二月二十九日に、一条天皇が故皇后定子所生の敦康親王と嬪子内親王の戴餅をそれぞれの家司に命じたのも、父一条天皇が主催者だったからであろう。長治元年正月一日の東宮宗仁親王の戴餅では、「仙院御気色、外戚たるに依り大夫奉仕さるべし」⁵⁵とあった。白河院の意向により、東宮の母苅子の兄弟で、東宮の大夫である公実が奉仕したことがうかがえる。翌年も、先に述べたように日程を決定する際、摂政忠実から白河院に伝えられ、白河院の承諾のもと奉行されている⁵⁶。当時東宮は白河院と同居しており、そのためもあり、院が主催となったものと思われる。東宮であるから、もちろん公的な儀式である。嘉承元年（一一〇六）正月一日には、「東宮内の御方に昇らしめ給つ、御戴餅の事あり。主上御直衣を着し、自ら件の事あり」⁵⁷と、東宮は内裏の弘徽殿に住んでいたため、父堀河天皇のもとに昇り、天皇が餅を戴かせている。この場合は、父天皇主催のようである。

永長元年（一一〇九）正月七日、忠実の子の戴餅のために父師通

ではなく祖父師実が行っているのは、忠実が祖父師実のもとで育つたため、子どもにとっては曾祖父が主催者になった為であろう。威徳の場合は、祖父師実や父師通が亡くなっていた事もあり、父忠実が主催者となったのである。先に見た忠通の子どもたちの戴餅を頼長が行ったのは、父忠通が子どもたちの面倒を見なかったためであった。

以上のように、戴餅の主催者は、権威有る祖父等が生存しており、同居していたり親しかった場合、主催者になることもあった。戴餅儀に参加したのは、一条天皇の第一皇子敦康親王と媛子内親王の奉仕者が家司だったように、まずは具体的には家司や仕える女房たちの参加があったことは殊更のべるまでもなからう。威徳の戴餅では、民部卿源俊明や右大弁藤原宗忠、叔父家政などの親族が参加していた。東宮宗仁親王の戴餅では、「殿下は」諸卿を引きい、院に参られ、東宮方において戴餅の事あり」とあり、外戚のみならず、諸卿も参加しているようである^{*58}。ただし、他の生育儀礼等と比較して、さほど大々的に親族や関係者が集まって行っていたわけでもない。

参加者で特筆されるのは、「大宮は、のぼらせたまはず」^{*59}と記す寛弘七年正月一日から三日までの敦成親王と敦良親王の戴餅である。藤壺に住んでいる母中宮彰子は、清涼殿に赴いて儀式に参加していないのである。もっとも、寛弘五年（一〇〇八）正月、道長と倫子の四女嬉子の戴餅を記す『栄花物語』には、「殿の上は、かう君達あまた出で給へれど、ただ今の御有様二十ばかりに見えさせ給ふ」と、元旦の賑わしい道長邸での行事に、倫子も側にいたことがうかがわれるが寝殿で同居していたからであろう。大治五年正月の鳥羽院と待賢門院との四宮五宮の戴餅も、待賢門院と子どもたちの

住む西対ではなく、鳥羽院の寝殿であり、待賢門院が列席した様子はない。内裏内で行われる皇子皇女の戴餅に際しては、父天皇が主として行う行事だったことが推察される。

4 戴き人

次に、幼児の頭に餅を戴く人の検討である。第一章でも取り上げたが、一条天皇の皇子敦成親王と敦良親王の戴餅では、頼通が抱いて清涼殿にのぼり、餅は道長が手渡し、父天皇が二人の皇子の頭に戴いていた。道長は、娘嬉子の戴餅を行っていた。ただし、先述の康和四年正月には、威徳の頭に餅を戴いたのは、妻の兄、威徳の母方伯父であった。この時は忠実が服喪中だった事はすでに述べたところである。少し後のことではあるが承安三年（一一七三）正月一日、摂政基房嫡男師家の戴餅の戴き人は次のように記されている。

康和法性寺殿御戴きの時、内大臣 雅実 参仕さる。彼の例を以て大臣を請わるなり^{*60}

基房は、忠通の戴餅儀を賀例と考え、右大臣兼実^{（雅実）}に戴き人の要請をしている。儀式が終わった後、兼実は馬一疋を引出物としてもらっているのも、康和四年の例を踏襲したのであろう。この時、基房は服喪中ではなかった。百年近くの間に、理由が忘れられ、むしろ賀例として受け継がれていくようである。

東宮や親王の場合、内裏で父天皇と同居していない時には、摂関等が戴くようである。長治元年（一一〇四）正月一日、東宮宗仁親王の儀式では、「弁乳母御剣を取り、兵衛佐通季御餅を持参し、右府帯剣し笏を指し、勤仕」^{*61}とあり、右大臣忠実が戴いている。翌年も同じく忠実が戴いているが、翌嘉承元年（一一〇六）正月には、「主

上、戴き奉り給う」*と東宮が内裏にいたゆえに、父堀河天皇が戴いている。

基本的には父親が行うが、喪中や不同居の場合など、親族で官位の高い者や摂関が戴くようである。

5 餅と祝詞

康和四年の威徳に戴かせたのは、「餅六枚を蒔絵の蓋に盛り、橘三、大根三」*と記されていた。十二世紀の末には、より詳細な記述が多くなる。承安三年（一一七三）正月、関白基房の嫡男師家の戴餅儀には、「件の餅、手箱蓋に入れ、檀紙を敷き、橘並びに歯固在り。薄様を以て之をつつむ。餅は三枚」*とある。建久七年（一一九六）正月一日、姫宮の戴餅には、

小衣笠蓋に、薄様を敷き、餅三を置く。近江国火切餅なり。是定例なり。

主上餅を取り、三度之を戴く。祝言有り。余ひそかに之を唱う。次に橘 一枚三実なり 干鮎三、大根三、之を取り長押上に置くこと、例のごときなり。事了りて姫宮還御す*。

と記される。姫宮は、前年建久六年八月十三日、兼実の娘で後鳥羽天皇の中宮任子が産んだ昇子内親王であり、二歳である*。「長治例、二歳御時は三枚、三歳御時は五枚と云々」*とあるから、年齢によって枚数が異なるようである。康和四年の威徳は六歳で六枚、承安三年の師家は二歳で三枚であり、建久七年の昇子内親王は二歳で三枚である。年齢に正比例しているわけではないが、年齢が上がるにしたがって戴く餅の数が多くなるようである。また、「長治の例」とは、東宮宗仁親王の事例と考えられるが、残念ながら枚数は不明である。

餅は、近江国火切餅を使用するとあるが、長治元年正月の東宮宗仁親王の戴餅でも「件の餅は近江国の燧御費なり」とあったように、近江国の燧、あるいは火切り餅が使われていたことがわかるが、なぜ近江国の餅なのか、紙数の都合もあり後考をまちたい。

戴餅儀では、抱かれた少児の頭に戴き人が三度戴く際、呪言を述べている。『栄花物語』には、「君達の御戴餅など、聞きにくきまで祝ひ聞こえさせたまふ」とあることから、戴餅儀成立の時から呪言があったことをすでに中村氏が指摘されている。

その文言であるが、信西の子俊憲の長男基明の戴餅で、信西が才学は祖父のごとく、文章は父のごとかれ」と言った事*や、承元四年（一一二〇）正月一日には「祝詞、官位たかれ、命かたかれ」と言ったことが指摘されている*。ただし、女子も行つたのであり、女子の場合は当然ながら官位ではなからう。誕生直後の新生児に、邪気の後になりたまう姫君がおわす、男児には「命長く官位高く、大臣公卿に成り給つ若君がおわす」と違っていた*。残念ながら、戴餅の際、女兒に言う祝詞は不明である。もっとも、承安三年正月の師家戴餅で戴き人になった兼実は、「俗に祝詞有るか。言い出すべからず。又、総じて覚悟せず」とあり、祝詞を唱えておらず、何と言えよいかわかっていないと記している。当日兼実は、「乙童戴餅の事あり、恒のごとし」とあり、自分の子どもも戴餅も行っている。「俗に」とあるから、兼実自身は言っていないのかも知れない。もっとも二十数年後の建久七年、兼実の娘任子所生の昇子内親王の戴餅では、天皇が戴いている際、兼実は、「祝言あり、余ひそかに之を唱う」*とあり、天皇とは別に自身の孫娘の前途を祝って、小声で祝の

文言を口にしたようである。こうしてみると、祝詞の中身は、必ずしも確定しておらず、時に応じて変化したのではないかと思われる。^{*72}

承元三年正月、兼実は、餅を戴かせた後、「橘並びに齒固等各三を取り、東面の妻戸上の長押の上に置く、是は定事なり」とあり、橘や齒固の物などを長押の上に置いたことがうかがえる。残念ながら、それ以前は橘や他の物をどの様に処置したのか不明である。これも今後の課題におきたい。

もう一つ、戴餅史料からうかがえる興味深い点に注目しておきたい。戴餅を受ける少児が儀式の会場に抱かれて来る際、剣を持つ人が従ったことである。寛弘六年正月三日、道長が抱く敦成親王の後を、「宰相の君の、御佩刀とりて」従っていた。宰相の君は藤原道綱女豊子で、敦成親王の乳母である。康和四年の威徳の戴餅では、「内侍剣を以て侍る 内侍八余のめのとナリ」^{*73}とあり、忠実の乳母が威徳の剣を以て従っていた。長治元年の宗仁親王の場合は、「三位内の御乳母、儲皇を抱き奉り、弁乳母御剣を取り」とあり、堀河天皇乳母藤原光子が抱き、その娘弁乳母実子が剣を取って従っていた。女子の場合は、建久七年の昇子内親王の戴餅では、次のように記されている。

姫宮件の所に渡し御わす。女房三人相従つ。一人 中宮御匣殿御剣を持つ 人形、散米等を加え入れ、衣笠蓋に入るなり。一人 大納言局、実皇の御女 御餅を持つ 小衣笠蓋に薄様を敷き、餅三を置く。近江国火切餅なり。是れ定例なり。右衛門左宗方に、是を調進せしむ。一人 民部卿の局、御乳母宗頼卿の室 抱き奉る。^{*74}

親王たちと同様に御剣を持った女房が従っている。御剣がのせられた笠蓋には人形や散米が入っているという。他の場合は剣の入れ物の形状は不明であるが、剣が男女児の守り刀と成っていた事がうかがえる。誕生後に父から賜与される剣は、父による子どもの公的認知ではないかと、かつて推察したところであるが^{*75}、戴餅にも重要な役割をしていることがうかがえる。人形や散米と一緒に入れている事は、邪気を払う意味があつたのかも知れない。

おわりに

十世紀頃から始まった戴餅は、二歳の小児から始め、男児は、嫡子は七歳、庶子は三歳まで、女兒は五歳まで行われる正月儀式であり、一家の権威有る父親や祖父が、幼児の頭に餅を戴き、橘・大根・黏などの齒固の物を長押の上に置く行事だった。少しだけ残る祝詞からみて、子どもの健やかな成長と長寿、さらに父や祖父より少しでも高い地位に昇る事、すなわち社会的に出世することを願う正月生育儀礼だったことはうかがえよう。

戴餅の年齢を過ぎると、次は大人と同じ齒固を行う。齒固は、齒（齡）を固める意から、長寿を願う年中行事とされている。齒固には、大根・押黏・煮塩等が用意されているが、餅はない。逆に、齒固の後に行われる鏡餅を見る儀がある。年齢に対応した餅を頭に頂かせ、橘や大根・黏などを東南の長押の上に置く戴餅と、齒固・餅鏡の關係と年齢等検討すべき課題は多いが、戴餅のもう少し詳細な検討や意義も含め、紙数も尽きたので今後の検討に委ねたい。

注

- *1 新日本古典文学大系『土佐日記 蜻蛉日記 紫式部日記 更級日記』岩波書店、一九八九年、以下同。
- *2 註1。
- *3 中村義雄『王朝の風俗と文学』塙書房、一九六二年。他に、山中裕『平安朝の年中行事』塙書房、一九七二年、山中裕・鈴木一雄編『平安時代の儀礼と歳事』至文堂、一九九四年などがある。
- *4 『権記』長保三年閏十二月二十九日条(『権記』史料纂集、続群書類従完成会、一九八七年、以下同)。
- *5 『権記』長保三年二月二十八日条、山中裕『敦康親王』(同著『平安人物志』東京大学出版会、一九七四年)、黒板伸夫・藤原行成(吉川弘文館、一九九四年)、倉本一宏『一条天皇』(吉川弘文館、二〇〇三年)など参照。
- *6 『権記』長保四年正月一日条。
- *7 日本古典文学大系『栄花物語』上、岩波書店、一九六四年、以下同。
- *8 『御堂閑白記』寛弘四年正月五日条。
- *9 註1。
- *10 『左経記』長元元年正月一日条。
- *11 『大日本史料』第二編之二十三、万寿三年十二月九日条。
- *12 註7、卷第三十九布引の淹。
- *13 敦文親王の誕生は、承保元年十二月二十六日(『中右記』等)、媞子内親王の誕生は、承保三年四月六日(『女院記』)である。
- *14 註7、卷第三十九布引の淹。
- *15 註6。
- *16 産養については、拙稿『王朝社会の出産とジェンダー』(橋本紀子・逸見勝亮編『ジェンダーと教育の歴史』川島書店、二〇〇三年)、着袴・着裳については、拙著『平安王朝の子どもたち―王権と家・童(吉川弘文館、二〇〇四年)、元服については拙著『家成立史の研究―祖先祭祀・女・子ども』(校倉書房、一九九一年)参照。
- *17 『為房卿記』長治元年正月一日条。
- *18 『大日本史料』第三編之七、長治元年正月一日条。
- *19 『永昌記』長治二年正月一日条。
- *20 註18。
- *21 『大日本史料』第三編之九、嘉承二年正月条。
- *22 『殿暦』長治二年正月三日条。
- *23 『中右記』大治五年正月一日条。
- *24 待賢門院やその皇子皇女等については、角田文衛『椒庭秘抄―待賢門院璋子の生涯』(朝日新聞社、一九七五年)参照。
- *25 『後一条師通記』永長元年正月七日条。
- *26 『為房卿記』嘉保二年七月七日条。最初の妻任子が出産する。男子だったが夭折したようである。
- *27 『殿暦』康和三年正月一日条。
- *28 北政所師子については、拙著『平安朝の家と女性』平凡社、一九九七年。以上は『殿暦』当該条。
- *29 『台記』康治元年正月三日条。
- *30 『台記』康治二年正月各日条。
- *31 『台記』康治二年正月各日条。
- *32 橋本義彦『藤原頼長』吉川弘文館、一九六四年。
- *33 『台記』康治三年正月各日条。
- *34 『台記』天養二年正月各日条。
- *35 角田文衛『法性寺閑白忠通』(同著『王朝史の軌跡』學燈社、一九八三年)。
- *36 『永昌記』長治二年正月一日条。
- *37 『永昌記』大治元年正月一日条。
- *38 『永昌記』大治元年正月四日、十日条。
- *39 『長秋記』永久元年正月六日条。
- *40 新日本古典文学大系『袋草紙』岩波書店、一九九五年参照。
- *41 『玉葉』治承二年正月一日条。
- *42 中村義雄前掲書、一一四頁。

- *43 『玉葉』 安元三年正月一日条。
- *44 『台記』には、基実は、天養二年三歳、久安二年四歳、久安三年五歳の史料があるが、基房は久安二年二歳、久安三年三歳の史料しかない。久安四年の『台記』には、戴餅の記事はない。
- *45 『中右記』 大治二年四月六日条。
- *46 『永昌記』 中右記』 大治四年閏七月十日、十一日条。
- *47 『今鏡』 第六志賀のみそぎ。
- *48 『殿暦』 康和四年正月一日条。
- *49 俊明や宗忠については、戸田芳実『中右記』（そして、一九七九年）、忠実については、元木泰雄、藤原忠実（吉川弘文館、二〇〇〇年）参照。
- *50 『栄花物語』 巻八はつはな
- *51 『紫式部日記』。
- *52 『中右記』 長治元年正月元旦条。
- *53 『永昌記』 長治二年正月二日条。
- *54 前掲『台記』 各日条。
- *55 『為房卿記』 長治元年正月一日条。
- *56 『永昌記』 長治二年正月一日、二日条。
- *57 『中右記』 嘉承元年正月一日条。
- *58 『中右記』 長治元年正月二日条。最も、諸卿を率い院に行っただけで、東宮の戴餅は摂政や東宮の宮司たちだけだったのか不明である。
- *59 『紫式部日記』。
- *60 『玉葉』 承安三年正月一日条。
- *61 『為房卿記』 長治元年正月一日条。
- *62 『殿暦』 嘉承元年正月一日条。
- *63 『殿暦』 康和四年正月二日条。
- *64 『玉葉』 承安三年正月一日条。
- *65 『玉葉』 建久七年正月一日条。
- *66 『大日本史料』 第四編、建久六年八月十三日条。
- *67 『玉葉』 承久二年正月一日条。
- *68 『古事談』。
- *69 中村義雄前掲書。
- *70 中村義雄前掲書。拙著『平安朝 女性のライフサイクル』 吉川弘文館、一九九八年。
- *71 『玉葉』 建久七年正月一日条。
- *72 『玉葉』 承安三年正月一日条。
- *73 『殿暦』 康和四年正月一日条。
- *74 『玉葉』 建久七年正月一日条。
- *75 拙稿「王朝社会の出生とジェンダー」（橋本紀子編『ジェンダーと教育の歴史』 川島書店、二〇〇三年）。

Itadakimochii

Ritual for Growing and Development in the Society of Heian Period

FUKUTO, Sanae

平安時代の中頃から、正月の初旬に三日間、幼児の頭に餅を戴かせる年中行事的生育儀礼がはじまる。二歳から女子は五歳まで、男子は嫡子七歳、庶子三歳まで行われる。まずは親王内親王や摂関家の子ども達からはじまり、十二世紀には貴族層まで浸透していく戴餅の儀式を検討する。

キーワード：戴餅、生育儀礼、正月

Key words : Itadakimochii, Ritual for growing and development, New Year